

足利陸上競技倶楽部 会則

平成29年5月5日

(名称及び組織)

第1条 本会は、足利陸上競技倶楽部及び足利市陸上競技協会（兼足利市体育協会陸上競技部）と称し、足利市の陸上競技愛好者をもって組織する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は会長の指定した場所（足利市朝倉町36-13）に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の融和親睦を図るとともに陸上競技の健全なる普及発展を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 足利市体育協会に加盟し、その事業に協力する。
- (2) 栃木陸上競技協会に加盟し、その事業に協力する。
- (3) 陸上競技の技術の指導及び講習会、教室等を開催する。
- (4) 足利市陸上競技選手権大会及びその他の競技会を開催する。
- (5) その他目的達成に必要な事業を開催する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく

会長	1名	副会長	若干名	会計	1名
監事	2名	顧問	若干名	参与	若干名
理事	若干名	事務局長	1名		

(役員を選出)

第6条 前条の役員は、次の選出区分によって選出する。

- (1) 会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。
- (2) 顧問、参与、理事、事務局長は会長が指名し、総会の承認を得て選出する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 理事は会務を処理する。
- (4) 会計は会長の指示を受けて、本会の経理を掌る。
- (5) 監事は会計を監査する。

(6) 顧問及び参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(任 期)

第 8 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。補欠役員との任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 9 条 会議は総会、理事会の 2 種類とする。

第 10 条 総会は会長が招集し、予算、事業計画、役員の選任、会則の改正、その他重要事項を決定する。定期総会は、毎年 5 月に開く。ただし、必要がある時は総会を開くことができる。

第 11 条 理事会は会長が招集し、会務に関する事項を決定し、その執行にあたりると共に軽易な事項及び緊急を要する事項を総会に代わり決定する。

第 12 条 議事は総てで出席者の過半数をもって成立する。

(専門部)

第 13 条 本会に次の専門部をおく。

- (1) 総務部
- (2) 競技部
- (3) 駅伝部
- (4) 審判部

第 14 条 専門部の分掌業務は次のとおりとする。

- (1) 総務部
 - ①クラブの運営全般に関すること。
 - ②クラブの会計事務に関すること。
 - ③クラブ事業の企画に関すること。
 - ④広報、HP の運営に関すること。
 - ⑤関係機関との連携に関すること。
- (2) 競技部
 - ①各種競技会の企画・運営に関すること。
 - ②競技の普及・強化に関すること。
- (3) 駅伝部
 - ①駅伝大会への参加に関すること。
 - ②練習会の企画・運営に関すること。
- (4) 審判部
 - ①競技会における審判に関すること。
 - ②競技規則の研修に関すること。

第 15 条 専門部長等の選出は次のとおりとする。

(1) 専門部長及び副部長は、会長が指名し、総会の承認を得て選出する。

(2) 専門部員は、会員の中から専門部長が指名し、理事会の承認を得て選出する。

(会 計)

第16条 本会の経費は次のものをもってあてる。

(1) 会費（1人年会費3,000円）

(2) 寄付金、補助金

(3) 事業収入

(4) その他の収入

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第18条 本条項以外の事項は理事会においてこれを処理する。

付 則

本会則は、平成3年6月25日より施行する。

本会則は、平成7年5月28日より施行する。

本会則は、平成8年4月27日より施行する。

本会則は、平成11年6月5日より施行する。

本会則は、平成13年5月27日より施行する。

本会則は、平成15年6月7日より施行する。

本会則は、平成17年6月25日より施行する。

本会則は、平成29年5月5日より施行する。